

## 令和4年度第10回教育研究評議会議事録

日時 令和5年2月15日(水) 14:30～17:19  
場所 事務局5階大講義室、S-Port3階大会議室  
出席者 日詰、塩尻、川田、森田、大場、川村、片田、池田、高倉、金原、本橋、  
松田(近藤委員代理)、田島、桐谷、熊倉、村山、笹原、小西、田中、山  
本、喜多、木村元彦、鳥山、加藤、江口、原、木村、間瀬、坂本の各評議  
員  
欠席者 近藤委員、猪川委員  
陪席者 鈴木、河島の各監事、井柳学長補佐、今泉農学部教授

### I 前回議事録の承認について

令和4年度第9回教育研究評議会議事録(案)を原案どおり承認した。

### II 審議事項

#### 1 静岡大学の将来構想について

議長から、静岡大学の将来構想について、資料1-1により、令和5年1月18日～令和5年2月15日までの会議等の開催状況の報告があり、資料1-2により、第50回静岡大学・浜松医科大学連携協議会(令和5年1月27日)に関する報告が下記の通りあった。

次に、資料1-3及び1-4についての説明があり、意見交換が行われた。

<資料1-2に関する議長の説明等>

○ 第50回静岡大学・浜松医科大学連携協議会について資料に基づき以下のとおり報告があった。

(1) 静岡地区の大学運営検討専門委員会(令和5年1月11日)について

- ・ グローバル共創科学部の説明と静岡大学における異分野融合の方向性について意見交換が行われた。

(2) 浜松地区の大学運営検討専門委員会(令和5年1月17日、Web会議)について

- ・ 組織・業務運営検討WG、教育・研究にかかるWGでの検討事項について報告があった。
- ・ 浜松地区新大学の将来構想についての意見交換が行われた。また、総合科学技術研究科に関する検討状況について報告があった。

(3) 新法人設立・大学再編について

- ・ 資料78ページ～87ページについて、意見交換が行われた。

<審議事項1 静岡大学の将来構想について委員等から出された意見>

- ・ 川田委員：資料87ページについて、文部科学省の欄を「×」としている理由について施行通知を理由とするのであれば、浜松市の欄において「×」としているところも併せて「×」としなければバランスが悪いのではないかと。学長の意向が入っているということであるのなら、事実と学長の意向は明確に分けて記載するべきではないかと。
- ・ 議長：事実と自身の意向が明確に区別されていないという批判は受けざるを得ないと考えている。
- ・ 田島委員：期成同盟会は何を目的とした団体なのか。
- ・ 議長：新聞報道以上の情報を持っていないが、法人統合・大学再編が明確な方向性が示されないまま今日に至っている状況を打開するために、浜松市、浜松市長並びに浜松市長を中心とした政界、財界の皆様が一致して静岡県内の各自治体へ呼びかけを行うものと理

解している。県内市町、経済界が持っている期待を世に示して、我々がそれを受けとめ対応してほしい言うアピールと受け止めている。

- ・ 田島委員：法人統合・大学再編という問題に対して期成同盟会という形に非常に違和感を覚える。端的に言えば圧力団体のように見える。それは浜松医科大学にとっても不本意ではないか。税金で運営されている国立大学同士の話し合いに、利害関係団体が外部から圧力をかけているように見えるが、そうではなく、単なる一意見として表明したという位置づけなのか。
- ・ 議長：次回の連携協議会において議題になるかもしれないが、前回（1月27日）の連携協議会においては話題になることはなかった。浜松医科大学は知っていたかもしれないが、それに対して受け止め方が明確にされていたわけではない。浜松医科大学長は「最終的には両大学間でどうすべきかということではないか。」という主旨のコメントを出しており、連携協議会においても期成同盟会の設立については我々とあまり違いはないのではないかと、自分としては考えている。
- ・ 井柳学長補佐：期成同盟会の設立、浜松市と静岡市の意見対立の表面化、学内の意見も相違があり、浜松医科大学とも意見の歩み寄りが出来ていない状況で、どのように議論を進めていくのか。お互いの誤解を解くといったことは重要であるが、最終的に折り合えないところが見えてきている中でどうすべきなのか。より生産的に議論を行う上で合意書の再編案だけでなく、例えば学長私案である1法人1大学も議論の俎上にあげるようなことはできないのか。もう少し違った形での議論の進め方を考える段階ではないか、また、そのあたりを浜松医科大学がどう考えているのか知りたい。
- ・ 議長：多くの方が同様のことを考えていると思うが、連携協議会において浜松医科大学長から、静岡大学からの「大学再編の構想が大学統合で出来ないのか。」という問いかけに対し、「浜松医科大学側から大学再編と言うより前に、これが静岡大学の将来像であり大学再編より良いのだという提案をなぜしてこないのか。」という指摘があった。それは自分もその通りであると理解している。まずは学内での合意形成をすべきであり、それが出来ていない状況で連携協議会が先走ってしまうのは良くない。やり方として1法人2大学の案に大学統合を加えた形で議論を進めていくということはあるのではないか。具体的な期限を絞って結論を出すのではなく、ある程度腰を据えた議論が重要であると考えている。生産的な議論を進めていくというご指摘はその通りであり、自分なりに次回の全学の会議の中で議論させていただければと思う。
- ・ 田島委員：人文社会科学部として再編問題に対する態度として意見表明を行いたい。これは教授会の上承をとったものである。1. 合意書白紙化、2. その上で、静岡大学、浜松医科大学の2大学の枠組みで考えられている法人統合に第3、第4の大学、例えば県立大学等を加えてより広い枠組みで法人統合、最終的には1法人1大学化を目指す。3. この点に関して浜松医科大学の合意が得られないのであれば合意書は破棄する。この破棄した場合には誠実に説明することが学長の社会的な責任を果たすことであると考えている。破棄自体はできるので問題ないとする。
- ・ 議長：人文社会科学部のご意見として承るということになる。対応は考えさせていただくが、自分は静岡大学と浜松医科大学で議論が進んでいるということを前提に考えており、そこに県立大学を含めて1法人1大学を目指すことは、果たして現実的であるのかと考える。設置形態の違う大学との連携はあり得るが、大学等連携推進法人という形をとることになるという意見として受け止める。そのような人文社会科学部としての意見ということで受け止めさせていただくということではいかがか。
- ・ 田島委員：人文社会科学部としての意見表明であるので、学長が1部局の考えとして受け止めるということであれば、それに関して何かを言う立場ではない。
- ・ 金原委員：学長が1法人1大学という提案をされたいという理解でいるが、浜松キャンパスは浜松地区の大学運営というものを考えながら、現在、進行している。人文社会科学部の意見表明があったが、この流れだと対立することになり、浜松医科大学に対して統一した意見ができないのではないかと危惧している。静岡大学が一枚岩となって浜松医科大学と交渉しないことには進展しない状況にあって、静岡大学内で対立が起こるのであればどうにもならないのではないか。このままの状況で行くのか、両キャンパスの教員に考えていただきたい。

- 議長：7月5日の浜松地区大学再編・地域未来創造会議において、自分が1法人1大学という説明をした時には、静岡大学は両キャンパスが一体となって存在しており、それを分断することだけは避けるということを考えて時に、このような選択肢もあるのではないかとということで提案した。従って両キャンパスの関係が修復できない状況になるのは自分の本位ではない。皆さんの英知を重ね合わせる中でひとつの方向性を見つけ出せないものかと考えているが、中々うまい方法が見つけれないこともあり、人文社会科学部からはそのような意見が出てきたものと考えている。大学の大きな時代の変わり目の中にあつて、明確な方向性を示さないことには生き残っていけないという状況であり、方向性はしっかりと出していかねばならない。ただし、静岡大学がこれまで73年余りの間、静岡県において果たしてきた役割等は多くは静岡県の発展のために行ってきたことであるので、それを崩すことなく続けていくためにはどうすればよいのかを皆さんと一緒に考える必要がある。自分の思いの中で、静岡大学は1つであるという思いは中々拭い去ることは出来ないものとなっている。色々な意見が出され、それを戦わせていくことはアカデミアとしての当然の役割であり、責務であると考えている。期限を決めてという訳にはいかないと考えているが、自分としてもできる限り、皆さんの思いを受けとめた中で方向性を見つける努力をしていきたい。
- 桐谷委員：静岡大学として1法人1大学の是非について詳細に検討してこなかった。1法人1大学を目指す方向で具体的にどうするのかということについて、学内でコンセンサスを得るにせよ、得ないにせよ、議題にすら上がってこなかった。今後はそういった議論をお願いしたい。その場合、1法人1大学といっても人文社会科学部の意見表明にもあるような周辺大学を含めた案もあるが、とりあえずは静岡大学と浜松医科大学との間での1法人1大学の実現性についての議論をお願いしたい。
- 笹原委員：人文社会学部の意見表明として合意書の白紙撤回ということであったが、自分にとっては驚きである。県立大学等との話が出てきたが静岡キャンパスとして県立大学等との連携を深める用意があるということなのか。また、1法人1大学ということを追及してはどうかという話があった。1法人1大学は浜松医科大学として受け入れないということのはっきりしている。大学再編を経たその先に1大学を目指すような議論を継続するといったところが落とし所として適当なのではないか。
- 田島委員：静岡県のリカレント教育検討会議があり、人文社会科学部教員、静岡県立大学、静岡産業大学の教員も入っている。これを機会に人文社会科学部と静岡県立大学が合わさった方がよいのではないかと話始めている。これはすぐに統合にということではないが、連携という形ができれば静岡大学としてもメリットがある。
- 議長：基本的に法人統合を先に進め、その後、ルール、経営資源の統一化等を行う中で次の改革の手段を見つけていくというものであり、その1つの考え方として大学再編というものがある。ただその場合も合意書案のままでは難しいので、モデルチェンジができないかということである。大学再編がやむを得ないということではなく、モデルチェンジという形の中でそれが解消できれば一番良いのではないかとことである。モデルチェンジも含めて大学再編と言うのであればその通りであろうが、どうやって落とし所を見つけていくのか、どのような選択肢があるのかというのが重要である。議論の進め方としては、自分としては1法人1大学というものを期待する立場としてはそのあたりのことを意見交換する機会ができれば良いと考えている。
- 笹原委員：静岡大学全体の将来構想は浜松キャンパスだけでは描けない。静岡キャンパスがどのような将来構想を描くのかということもあつてこそ、静岡大学全体の将来構想となる。学長が静岡大学全体の将来構想を描くのを期待するところであり、浜松、静岡両キャンパスのことを考えてお願いしたい。また、1法人1大学という形で1大学でなければいけないのかということが理解できない。なぜ1法人2大学が合意を得たのかといえば法人統合があつたからこそと思うので、どうして1法人では出来ないのか、あくまで1大学でなければいけないのかということについては議論がつくされているようには思えない。もう1つ、まずは1法人となつてから次を考えるということであるが、両大学の既存の法人を畳んで、新たな法人を発足するというのではなく、浜松医科大学が自身の法人を畳み、静岡大学の法人に合流した上で再編するという計画だと聞いている。浜松医科大学からすると、法人を畳んだ後に再編が実現されない可能性があるとするれば、簡単に1法

人となってとは考えられないのではないか。反対に浜松医科大学の法人に静岡大学が合流するという事まで今までの議論からは考えているようにも思えない。なぜ1法人ではだめなのか、1大学でなくても1法人ということで議論できるのであればもう少し歩み寄れるのではないかと。また、具体的な1法人を考える際に静岡大学と浜松医科大学が負うリスクには差があると思うが、そのあたりについて皆さんがどのような認識を持っているのか不安になる。

- ・ 議長：そのあたりは細かい分析が必要になってくると思う。なぜ1法人1大学でなければならないのかという議論と同時に大学再編をしなければいけないことは何かという問いも出てくる。大学再編に賛成、反対の立場はあろうが、そのあたりのことをお互いに理解する必要がある。そういった核心に触れる議論が十分に尽くされていないという点は重要であると考えている。具体的な1法人となる際にはお互い協力し、理解しあう必要があるが、まだその土壌が全く出来ていない。それを作るためにも我々の方もしっかりと議論を進めていかなければならないと考えている。
- ・ 井柳学長補佐：1法人2大学の魅力は浜松キャンパスでは共有されているかもしれないが、静岡キャンパス、静岡市には伝わっていないし、共有も出来ていない。今までの議論における説明を聞いても1法人2大学が静岡県内の高等教育の在り方として良いというのが伝わっていない。一方で1法人1大学は静岡県全域で見るときに地域の理解を得られる自然な形ではないか。議論を続けるのであれば選択肢を複数持って具体的な中身に立ち入って行くべきではないか。
- ・ 田島委員：令和4年9月30日付「大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について」において、審査基準が平均入学定員超過率から収容定員充足率に変更された。人文社会科学部は収容定員充足率が基準を超えており、収容定員充足率の基準を超えている学部を抱えている大学は学部と大学院の新設ができないとのことだが、これと設置申請、意見伺は関連するのか伺いたい。大学再編、新大学設立となると、新しい審査基準では意見伺ができないのではないかと。
- ・ 片田委員：収容定員充足率、設置の申請についてもそのまま読めばその通りであるが、本件は東海・北陸ブロックの学長会議でも問題になっている。この状態が何年か続けば問題となる可能性もあるだろうが、この考え方自体についての疑問が大学にはあると思う。
- ・ 田島委員：収容定員充足率超過の解消について全学的な取り組みをお願いしたいし、本件は大学再編にも関係してくるものと確認したい。
- ・ 議長：平均入学定員超過率から収容定員充足率に変わったことに伴い、大学の足枷になる可能性については認識しているが、現時点で対応策を提示することはできない。
- ・ 片田委員：制度の運用についての申し入れ、それが通らない場合の対応を両睨みで考えなければならぬのではないかと。

## 2 「学長選考会議委員の教育研究評議会からの選出方法について」の一部改正について

片田委員から、資料2により、国立大学法人法の改正により、会議の名称が改められたこと、その他、所要の改正を行うための改正案について説明があり、審議の結果、これを承認した。

## 3 静岡大学グローバル共創科学部、山岳流域研究院等の設置及び静岡大学未来創成本部に教員が配置されることに伴う関連規則等の一部改正について

片田委員から、資料3により、新たにグローバル共創科学部等の新組織が設置されること及び未来創成本部に教員が配置されることに伴う関連規則等の一部改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。

- 4 静岡大学学術院規則の一部改正について  
森田委員から、資料4により、グローバル共創科学部及び山岳流域研究院が設置され、それぞれ新たに専任教員を置くことに伴う一部改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。
- 5 山岳流域研究院と他大学の連携に関する協定書について  
今泉農学部教授から、資料5により、従前の山岳科学教育プログラムの実施にあたり、本学農学専攻、筑波大学大学院、信州大学大学院、山梨大学大学院と締結している協定について、令和5年度に開設する山岳流域研究院でも同様の連携を持つための協定書の締結について説明があり、審議の結果、これを承認した。
- 6 令和4年度教職大学院認証評価結果（案）について  
熊倉委員から、資料6により、令和4年度教職大学院認証評価結果（案）への意見申立てについて説明があり、審議の結果、これを承認した。
- 7 第3期中期目標期間（中期目標期間終了時）の教育研究に関する評価報告書（案）について  
金原委員から、資料7により、第3期中期目標期間（中期目標期間終了時）の教育研究に関する評価報告書（案）について説明があり、審議の結果、これを承認した。
- 8 第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について  
金原委員から、資料8により、第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について説明があり、審議の結果、これを承認した。
- 9 令和5年度非常勤講師所要時間数について  
塩尻委員から、資料9により、令和4年度第6回教育研究評議会（10/19（水）開催）において保留としていた、副学長及び学部長等負担軽減分について説明があり、審議の結果、これを承認した。
- 10 入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）の一部改正について  
塩尻委員から、資料10により、総合科学技術研究科情報学専攻の入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）の一部改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。  
<委員等から出された意見>
  - ・「外部試験の結果により審査します。」となっているが、外部試験とは具体的に何を利用するのか。→決定しているものではないが、令和5年度募集要項においてはTOEIC L&R、revised TOEFL Paper-delivered Test、TOEFL iBT (Home Edition を含む)、IELTS (Academic Module)を利用している。
- 11 ブッパータール大学（ドイツ連邦共和国）との大学間交流協定の更新について  
松田委員代理から、資料11により、ブッパータール大学（ドイツ連邦共和国）との大学間交流協定の更新について説明があり、審議の結果、これを承認した。

- 1 2 静岡大学私費外国人留学生学士課程成績優秀者に対する授業料免除の特例に関する要項の一部改正について

松田委員代理から、資料12により、ABP4月特別教育プログラム受講者に対し同要項を適用するための改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。

- 1 3 静岡大学学士課程及び大学院修士課程等の成績優秀者に対する授業料免除に関する要項の改正について

池田委員から、資料13により、グローバル共創科学部及び山岳流域研究院の開設に伴う所要の改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。

- 1 4 静岡大学朝霧施設規則の廃止について

片田委員から、資料14により、朝霧施設の利用停止及び施設管理業務委託契約終了に伴う規則の廃止について説明があり、審議の結果、これを承認した。

### III 報告事項

- 1 令和4年度第10回企画戦略会議（令和5年2月1日）報告

議長から、令和4年度第10回企画戦略会議（令和5年2月1日）報告について、資料15により報告があった。

- 2 令和4年度のネーミングライツ事業の実施状況について

片田委員から、令和4年度のネーミングライツ事業の実施状況について、資料16により報告があった。

- 3 令和5年度入学試験出願状況について

塩尻委員から、一般選抜、大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜・総合型選抜の出願状況について、資料17により報告があった。

- 4 学長決裁により改正した規則等について

議長から、学長決裁により改正した規則等について、資料18により報告があった。

- 5 教員採用等報告について

議長から、教員の採用6件、昇任3件について、資料19により報告があった。

- 6 大学入学共通テスト追試験申請に係る個人情報の漏えいについて

片田委員から、大学入学共通テスト追試験申請に係る個人情報の漏えいについて、資料20により報告があった。

<委員等から出された意見等>

- ・期限内に郵送することを失念していたという部分についてももう少し詳細を伺いたい。  
→特別なものではなく様々な業務の中で失念していたということである。

#### IV その他

##### 1. 秋季学位記授与式・入学式の実施形態等の変更について

片田委員から、秋季学位記授与式・入学式の実施形態等の変更について、資料21により報告があった。

以上